

# 平成24年度事業計画（案）

自 平成24年 4月 1日  
至 平成25年 3月31日  
（社）愛知県公共嘱託登記司法書士協会

## 1. 基本方針

平成25年11月30日までに公益法人への移行が完了しなければ、解散したものとみなされる。これ故に平成24年度は、公益認定基準に適合する旨の答申を受けることが最大の目標となる。

社会の公益になることを常に忘れずに、社員一同が事業を遂行していく必要がある。

## 2. 総務

（関係各所との交流）

公嘱土地家屋調査士協会、法務局、県、市町村役場等の官公署、全司協（全国公共嘱託登記司法書士協会協議会）、中部ブロック連絡協議会、司法書士会、政治連盟、リーガルサポート、協同組合等の隣接する団体との交流を密にし、協調関係を維持していく。

（東日本大震災の復興支援事業）

東日本大震災の復興支援事業は、さらに積極的に取り組みたい。ただ、具体的支援内容は未定である。支援は押し付けでなく、現地の要望や需要があってこれに答える必要がある。震災の影響を受けた地の公嘱司法書士協会と連携をとり、当協会のできることはすべて支援していく。

## 3. 広報

ホームページ等を通じての情報の公開していく。新規にリニューアルしたホームページをさらに充実させていく。本会会報を通じ、社員に公嘱協会事情等を掲載する。

## 4. 業務の処理

各支部役員、理事、社員を中心として、引き続き愛知県下市町村の全部に対し窓口を設け、業務の処理をする。どのような難解な案件でも、それが過少な業務量で見合わなくとも、すべて相談に応じ、適切に処理する。また、業務の内容によっては、調査し、着手してみないと困難度がわからない場合がある。こういった登記特有の事象が、発注また処理を遅らせる原因となっていることは顕著である。このような案件であっても、公共事業の進行を止めないことを第一義として、柔軟に対応をする。

（研究及び講習会また相談会）

引き続き公共事業・嘱託登記の研究を行い、講習会、無料相談会を開催する。ここ数年の講習会の傾向は、もっぱら処理困難登記の解説が多かった。これは、昨今こう

いった相談が多かったことを理由とする。また、トヨタテストコースの土地が、こういった案件が多かったことから、これに対処したことであった。

平成24年度は、基本の嘱託登記の申請書の作成の在り方について、あらためて講習会を開催する。不動産登記が改正され7年を経過するが、各所で固有なやり方が見受けられる。登記の迅速処理の観点からこれを見直す必要がある。また、例えば官公署の担当者は、中間省略登記と、契約上の地位移転または第三者のためによる契約の違いについて誤った解釈をしている感がある。嘱託登記だから許されるであろうという気軽さも見受けられる。自庁で登記処理をしている官公署がこういった現象が顕著である。一般登記は司法書士が現場の最前線にいるから、不動産経済の要請に応じ、定期的に登記所と調整を介し日々変化していくが、嘱託登記はこういった統制がとれず停滞し追いついていない。登記所から当協会に対して要請も受けているが、この点を説明し解説する必要がある。これは登記制度の在り方の重要な問題である。登記は土地に関することであり国家の要素の重要な要素である。

もう一つの方向性として、市民に対する講習会や相談会も開催する。昨今、官公署主導でなく、地域主導の町づくり、たとえばデコボコ道の課題が提言されている。これに対し当協会が熱い視線を受けているが、こういった課題を取り組むのが、当協会の誕生の経緯、歴史的に今日までの処理した知見からして、使命と思われる。

#### ( 嘱託登記の司法書士向けの資料の作成 )

司法書士向けの嘱託登記の資料を作成し配布する。

嘱託登記以外を当協会は一般登記と呼称するが、嘱託登記の方法は広く司法書士に知られてはいない。資料も少ない。嘱託登記を行うには、単なる申請書の作成だけではなく、その前提の用地買収の知識も必要である。日本司法書士連合会の研修の一環としても加えたい。

#### ( 災害復興業務 )

近く東海大震災が起こり得る。その際の当協会が処理しなければならない対策は多い。もっぱら公共事業また公共用地の登記簿の回復、地図の回復とならうと思われる。特に、調査士協会との連携のうえにこれを的確、迅速に行う必要がある。前述の東日本大震災の復興支援事業は、こういった愛知県の対策を検討する意味もある。東海大震災を想定したシュミレーションや基本方針、これを平成24年度は考える。

## 5. 全司協

全司協に対し業務改善の要望を出し続ける。他県のリーダーたちと意見を出し合い、全司協のあるべき今後のデザイン、公共事業の在り方について、愛知が主導的な役割を果たして行く。

## 6. 経 理

予算の適正な執行と合理化をはかる。

公益法人会計基準への対応

以 上